

かいじ号

被害に遭わないために



昨年1年間に全国で起きた「振り込め詐欺」事件の件数は2万5千件を超え、被害総額は283億円を超えました。

県内における「振り込め詐欺」事件の件数は113件で、被害総額は1億4千万円余でした。最近では個人情報を用いた巧妙化した手口のほか、金融機関やオンラインショッピングなどからのメールを装い、銀行口座番号やクレジットカードの番号などの個人情報を盗み出し金品をだまし取る新手の手口も横行しています。

個人情報を用いた振り込め詐欺等の手口

項目	名称	内容	主な対策
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	電話を利用して、親族、警察官、弁護士等を装い交通事故の示談金等の名目で現金を指定口座に振り込ませる	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族と連絡をとる。連絡が取れない場合には警察などに相談する ● 普段から家族との連絡を密にする
	架空請求詐欺	郵便やインターネット等を利用して、実際には存在しない情報料金や通信販売での商品購入代金などを請求し、現金を指定口座に振り込ませる	<ul style="list-style-type: none"> ● はがきで来た身に覚えのない請求は無視し、たとえ少額でも絶対に支払わない。 ● こちらから、相手方に連絡しない ● 脅迫や悪質な取り立てがあった場合には警察に届け出る
	融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を指定口座に振り込ませるなどの方法により金銭をだまし取る	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資には銀行や貸金業の登録機関を利用し、融資前に金銭を振り込ませる機関は利用しない ● 多重債務に陥っている場合には、弁護士会や司法書士会の相談機関に相談する
新手の手口	支払督促等を用いた手口	出会い系サイトやアダルトサイト等の請求と称して、本来は裁判所で作成される支払督促を偽造した架空請求により金銭をだまし取る。架空請求であるにもかかわらず実際に支払督促を申し立てるケースもある	<ul style="list-style-type: none"> ● はがきでの請求は身に覚えがなければ無視し、連絡もしない ● 封書で来た場合には、当該裁判所の電話番号を自ら電話帳等で調べ、書類の真偽の確認をとる ● 正式な支払い督促の通知が届いた場合には2週間以内に督促異議を申し立てる
	個人情報を入力したかのように装って支払い請求する手口	携帯電話やパソコンから画像や動画のサイトにアクセスし、何らかの項目をクリックした場合に、「あなたの個人識別番号は〇〇です」「あなたのメールアドレスはXXです」などの画面を表示し、あたかも個人情報を入力したかのように装って料金を請求。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「個人識別番号」やサイトを閲覧しただけで個人情報が伝わることはない。必要以上に不安になることはないが、見覚えのないURLには不用意にアクセスしない
	フィッシング詐欺	銀行やカード会社、オンラインショップなどを装った偽りのメールを送りつけ、銀行口座の番号やクレジットカード番号などの個人情報を入力もしくは返信させて情報を入力し、金銭をだまし取る	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関などが個人情報についてメールやホームページで入力を求めることはないので、個人的・金銭的な情報を入力したりメール送信しない ● 個人情報を聞き出すメールが届いた場合には応答せずに、本物の金融機関等に電話等で確認する

被害に遭わないために

- 次々に新しい手口が生まれ出されています。被害に遭わないために、普段から新聞やテレビのニュースで情報を入手するとともに、個人的・金銭的な情報を他人に知られないように注意しましょう。
- 高齢者が被害に遭う可能性も高いので、家庭や地域で情報を共有するようにしましょう。

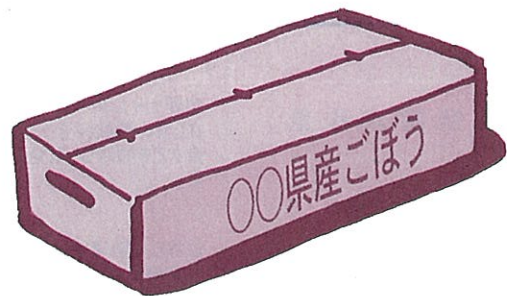
ご存じですか？食品表示（生鮮食品編）



食品表示は、消費者が食品を購入するときの大切な情報源です。ところが、食品の種類や販売形態によって表示の方法や内容が異なるなど分かりにくくなっています。今回は、生鮮食品の表示について紹介しましたので、日常の買い物で役立ててください。

農産物（野菜、果物、豆類等）の表示

- ①きゅうりやみかんなど一般的な名称とその原産地が表示されています。
- ②原産地表示
国産品には都道府県名が、輸入品には原産国名が表示されています。なお、市町村名やその他一般に知られている地名で表示されていることもあります。
- ③表示の方法
商品の近くの立て札（ポップ）などに表示されています。また、仕入れの箱などに正しい表示があれば、そのまま利用されることもあります。
- ④かんきつ類等にかかる添加物表示
輸入フルーツ等は、食品添加物として防ばい（かび）剤が使われている場合があります。こうした場合は使用された防ばい（かび）剤が表示されています。



畜産物（牛・豚・鶏肉、鶏卵等）の表示

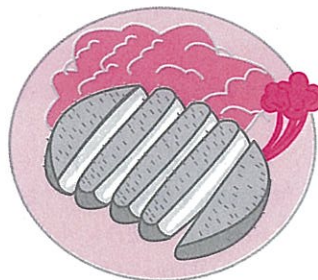
- ①牛肉や豚肉など一般的な名称（部位や用途が併せて表示されていることがあります。）とその原産地が表示されています。
- ②原産地表示
国産品には国産である旨が、輸入品には原産国名が表示されています。なお、国産品には都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名で表示されていることもあります。
- ③表示の方法
事前包装されずに量り売りなどされているものは、商品の近くの立て札（ポップ）などに表示されています。パック詰めなど事前包装されたものは、その包装に表示されています。
- ④パック詰めなど事前包装されたものの表示
名称や原産地の他に内容量や消費（賞味）期限、保存方法、加工（販売）業者の氏名・所在地が表示（100g当たりの単価や加工日が表示されていることもあります。）されています。
- ⑤牛の個体識別番号
国産牛肉（ひき肉や小間切れなどは除く）には、生産流通履歴情報を調べることができる個体識別番号またはロット番号が表示されています。

パック詰めなど事前包装されたもの (例)

牛もも焼肉用 国産
 保存温度4℃以下
 消費期限 05.3.20 加工年月日
 100g当たり(円) **価格(円)**
 正味量 200g ○○○
 個体識別番号 1234567890
 ○○株式会社 ○○店
 山梨県○○市○○町○○

事前包装されずに量り売りなどされているもの (例)

豚ロース肉 アメリカ産
 100g ○○○円



水産物(魚介類、水産動物類、海藻類等)の表示

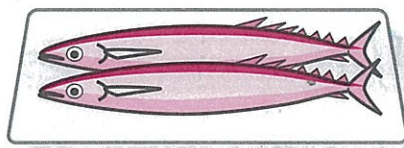
- ①さんまやたいなど一般的な名称とその原産地が表示されています。
- ②原産地表示
 国産品には漁獲した水域名または養殖場がある都道府県名が表示されています。ただし、複数の水域にまたがるなど水域名の特定が困難なものには、水揚げ港や港がある都道府県名が表示されています。輸入品には原産国名(水域名が併せて表示されていることもあります。)が表示されています。
- ③解凍、養殖の表示
 冷凍品を解凍したものには解凍と、養殖したものには養殖と表示されています。
- ④表示の方法
 ばら売りのものは、商品の近くの立て札(ポップ)などに表示されています。また、仕入れの箱などに正しい表示があれば、そのまま利用されることもあります。パック詰めなど事前包装されたものは、その包装に表示されています。
- ⑤パック詰めなど事前包装されたものの表示
 名称や原産地などの他に消費(賞味)期限や保存方法、加工(販売)業者の氏名・所在地が表示(内容量や100g当たりの単価、加工日が表示されていることもあります。)されています。また、生で食べられるものには生食用である旨(刺身用でも良い)が表示されています。

パック詰めなど事前包装されたもの (例)

たい刺身用 三重県産(養殖)
 保存方法10℃以下
 消費期限 05.3.20 加工年月日
 100g当たり(円) **価格(円)**
 正味量 ○○○
 ○○株式会社 ○○店
 山梨県○○市○○町○○

ばら売りのもの (例)

さんま (解凍) 三陸沖
 1尾 ○○円



食品安全110番
 食品の表示や安全性に関する相談を受け付けています。
☎055-223-1638
 ※受付時間：平日午前8:30～午後5:00

4月から新しい生活を迎える方へ

契約は慎重に、よく考えてから

例年、消費生活センターには、進学や転居などにより環境が変わった春先の契約に関するトラブル相談が寄せられます。トラブルを未然に防ぐため、契約はよく理解して慎重に行いましょう。

トラブル事例1 新聞勧誘

相談概要

- 「近所の者です」と言われたので、ドアを開けたが実際は身分を偽った新聞の勧誘員であった。執拗な勧誘であったので、仕方なく2年間の購読契約を締結したが1年後に引っ越すことがきまった。事業者に解約を申し出たが応じてくれない。
- 1年間の購読契約を結んだが、読みにくいので解約したい。
- ビール券や商品券などの景品につられ1年先の購読契約を結んだ。景品は使ってしまったが、他の新聞の購読契約もしていたので解約したい。

解説

特定商取引に関する法律には、販売員は勧誘に先立って勧誘する目的である旨を明らかにすることや、消費者は契約内容を明らかにする書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で申込を撤回（クーリング・オフ）できる旨が規定されています。また、クーリング・オフの期間が経過しても、不適正な勧誘があった場合には、消費者契約法で一定期間内であれば契約を取り消すことが可能となる場合があります。

なお、公正取引委員会では不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づき、新聞業における景品の制限額を取引価格の8%または6か月分の購読料の8%の、いずれか低い金額の範囲としています。

アドバイス

- 景品に惑わされないように注意するとともに長期間にわたる契約や1～2年先の契約については、よく考え、慎重に判断すること。トラブルに備え契約書面を保管しておくこと。
- トラブルに巻き込まれた場合や強引な勧誘があった場合には、各都道府県に設置されている消費生活センターや新聞公正取引協議会などに早めに相談してください。

トラブル事例2 賃貸住宅の退去時における原状回復トラブル

相談概要

- 3年間きれいに住んでいたのに、畳やクロスの張り替え費用を請求された。
- 入居時に既に穴が開いていた壁の修繕費用を請求された。
- 私物で不要な物はすべて処分し、掃除も行ったにもかかわらず清掃費用を請求された。

解説

国土交通省が裁判例や取引の実務等を考慮して作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、通常の使用による損耗等の修繕や畳・クロスの色あせなどについては、原則的に借り手が負担する理由はないとしています。また、借り手がゴミなどを処分し部屋の掃除を済ませている場合には、借り主に清掃費用の負担義務はないとしています。

アドバイス

- 入居時には、媒介業者や貸主の立ち会いのもとで、部屋の現状を確認し、汚れや損傷部分がある場合には、日付入りで写真やビデオを撮っておく。
- 契約書をよく確認し、不明な点がある場合には説明を求める。できればトラブルになった場合に備えて書面で確認を求める。

トラブル事例3 マルチ商法

相談概要

- 大学のサークルの先輩から「絶対に儲かる話がある」と誘われ、説明会に行き成功話を聞いて販売組織に加入したが、思うように会員を獲得できず、残ったのは借金と売れない商品の在庫だけだった。

解説

販売組織の加盟者が消費者を組織に加入させ、さらにその消費者が別の消費者を組織に加入させて販売組織を拡大していく「マルチ商法」は特定商取引に関する法律で「連鎖販売取引」として規制されています。「マルチ商法」自体は違法行為ではありませんが、組織拡大に重点がおかれる場合にはトラブルが生じやすくなります。

アドバイス

- 特定商取引に関する法律には、消費者が契約書面を受領してから20日間はクーリングオフができるなどの規定がありますが、大切なのは悪質商法に引っかからないことです。うまい話には、十分注意しましょう。